

「空き家」の活用相談、受付中!

問 住宅建築課 空家対策室
☎ 69-2214 ☎ 63-4601

相続できていない
空き家は
どうしたらいいの?

使っていない空き家を
どう処分したらいいか
わからない…

空き家を貸すには
どうすればいいの?

空き家と一緒に
農地も一緒に
手放したいな…



今すぐ活用すると、「**富**」動産! とりあえずそのままは、「**負**」動産に…



まずは、住宅建築課 空家対策室まで
ご相談ください。

空き家相談
問合せフォーム



お知らせ

昨年(令和6年)4月から、不動産の相続登記申請が**義務化**されました。**違反した場合**、10万円以下の過料の適用対象となる場合があります。

獣害を減らすため、狩猟免許の取得を支援します

問 (補助制度、狩猟者団体加入について) 林業振興課 獣害対策室 ☎ 69-2194 ☎ 63-4592
(狩猟免許の取得について) 滋賀県甲賀森林整備事務所 ☎ 63-6116



補助内容

■ 狩猟免許取得費

対象 試験手数料および滋賀県猟友会が開催する事前講習会の受講料、受験料、医師の診断書代、証明写真代

限度額 2万円/人

■ 法定猟具等購入費

対象 狩猟免許保有者が猟具等を購入もしくは製作する経費の2分の1



限度額

- 銃器 20万円/人・年 ● わな等 10万円/人・年
- 捕獲通報装置(餌付け装置含む) 6万円/人・年
- 遠隔捕獲機器または自動捕獲機器 30万円/人・年 (いずれも予算の範囲内)

狩猟者になるために

狩猟免許(網・わな・銃)を取得するための試験です。

狩猟免許試験日

	試験日	申込期間
第1回	6月19日(木)	5月 8日(木)~21日(水)
第2回	9月 7日(日)	7月28日(月)~8月8日(金)
第3回	11月18日(火)	10月3日(金)~17日(金)

※狩猟免許試験の約1週間前に試験対策事前講習会があります。(任意)

試験会場 東近江市あかね文化ホール
(東近江市市子川原町461-1)

市が実施する有害捕獲事業に参加しませんか?

甲賀市内で活動する狩猟者団体に加入し、有害捕獲事業に参加すると報償費を受け取ることができます。そのほか先輩ハンターとの交流やハンター保険に加入できます。興味のある方はお問合せください。

将来を見据えた新たな投票区への見直しを進めています 「甲賀市投票区域再編計画(案)」

問 〒528-8502
水口町水口6053番地
甲賀市選挙管理委員会事務局
☎ 69-2260 ☎ 63-4086
✉ koka35100000@city.koka.lg.jp

甲賀市は、合併以降20年間、95の投票区域で選挙を執行しています。人口減少や高齢化など社会構造が急激に変化する中、以下の課題が出てきました。

課題
1

投票環境

バリアフリー化や冷暖房設備、駐車場の広さ等が十分ではない投票所がある。

課題
2

生活形態の変化への対応

期日前投票者数が全投票者数の3割を超えている。

課題
3

投票管理者等の人員確保

投票管理者や投票立会人の確保が困難である。

課題
4

事務従事者の人員確保

選挙と災害が重なった場合の人員確保が困難である。

こうした課題を解決するため、「甲賀市投票区域再編計画(案)」を作成しました。

計画(案)のポイント

- 95の投票区を**49投票区**に見直します。
- 従来の期日前投票所(5カ所)に加え、**大型商業施設に期日前投票所を開設**します。
- 見直しにより投票所までの距離が遠くなった地域には、従来の集会所などに**移動期日前投票所を開設**します。(投票所までの距離が3km以上となる地域を基本に調整)
- 旧町域や小学校区域によらず市内どこの投票所(49カ所)でも投票ができるよう**共通投票所制度を導入**します。
- タクシーなどにより**自宅から投票所までを無料で送迎**します。(事前予約制)

皆様のご意見を募集します(パブリック・コメント)

「甲賀市投票区域再編計画(案)」

意見募集期間 5月31日(土)まで

意見を提出できる方

意見等を提出する意思を有する個人及び法人、その他団体

意見の提出方法

意見書(閲覧場所で取得可能)に記入し、甲賀市選挙管理委員会事務局または閲覧場所へ持参・郵送・FAX・Eメール、WEBで提出

意見の取り扱い

提出いただいたご意見は、個人情報を除き、回答とあわせて市ホームページで公表します。なお、ご意見を提出された方への個別の回答はしません。

閲覧の場所・方法

- ① 甲賀市選挙管理委員会事務局(総務課内)
- ② 市役所1階 ロビースペース
- ③ 各地域市民センター
- ④ まちづくり活動センター「まる一む」
- ⑤ 市ホームページ

※①~③は開庁日の8時30分から17時15分までです。
※④は開所日の9時から22時までです。

